

# 臭気判定士免状の交付

制度所管部局名：水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

## 1. 制度の概要

悪臭防止法の規制基準として規定される臭気指数等に係る測定の業務に従事する者（臭気判定士）に対する国家資格について、臭気判定士試験及び嗅覚検査に合格した者に対し、臭気判定士免状を交付するもの。

## 2. 指定、登録等の基準

### 【悪臭防止法施行規則】

（臭気判定士免状）

第十二条 臭気判定士免状（以下「免状」という。）は、法第十三条第一項の試験（以下、「臭気判定士試験」という。）及び同項の嗅覚についての適正検査（以下「嗅覚検査」という。）に合格した者に対し、環境大臣が交付する。

2 免状の有効期間は、五年とする。

3 免状の様式は、様式第一号とする。

（指定機関）

### 第二十二條

2 環境大臣は、第十二条から第十六まで及び第十七条第三項に規定する免状に関する事務（以下「免状に関する事務」という。）を指定機関に行わせることができる。

（手数料）

第二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を国（第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務を行わせる場合にあっては、当該指定機関）に納付しなければならない。

一 第十二条第一項の免状の交付を受けようとする者 三千五百円

二 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付又は第十六条第一項の免状の書換えを受けようとする者 三千円

2 指定機関に納付された手数料は、指定機関の収入とする。

## 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人におい・かおり環境協会	平成13年5月30日	〒101-0031 千代田区東神田2-6-2 タカラビル TEL03-5835-0315	悪臭防止法施行規則第23条の規定に基づく指定の申請の内容を審査した結果、法に定める試験検査事務を的確かつ確実にできるものと認められたため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
免状の交付を受けようとする者 3,500円	人件費 2,162円 物件費 1,418円 計 3,580円 (手数料は端数処理したもの)
免状の更新、再交付又は書換えを受けようとする者 3,000円	人件費 1,849円 物件費 1,332円 計 3,181円 (手数料は端数処理したもの)

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）

手数料の積算根拠をインターネットで公開する。【平成20年度中に措置】  
（「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定））

7. 政策評価

今後、平成23年度末までに、本制度についての政策評価を行うこととしている。